

第十五章 改 正

第三十七条 この会の規約は、総会出席者の三分の二以上の賛成を得て改正することができます。但しその内容は一週間前に全会員に通告しなければなりません。

付 則

- ・ この規約は、昭和46年4月1日より実施します。
- ・ 本規約を平成元年3月8日に一部改正し、実施します。
- ・ 本規約を平成8年3月13日に一部改正し実施します。
- ・ 本規約を平成16年5月19日に一部改正し実施します。
- ・ 本規約を平成19年3月7日に一部改正し実施します。
- ・ 本規約を平成22年3月2日に一部改正し実施します。
- ・ 本規約を平成23年3月2日に一部改正し実施します。
- ・ 本規約を平成24年3月1日に一部改正し、平成24年4月1日より実施します。
- ・ 本規約を平成29年3月8日に一部改正し、平成29年4月1日より実施します。
- ・ 本規約を平成31年3月7日に一部改正し、平成31年4月1日より実施します。
- ・ 本規約を令和2年3月6日に一部改正し、令和2年4月1日より実施します。
- ・ 本規約を令和3年3月6日に一部改正し、令和3年4月1日より実施します。